

「温故」二号をお届けします。

今回は前号に続き「回天実記」の一部を、又先般松原の伊藤満行氏宅で発見された「天保一揆」の記録を、更に万治三年に集大成された毛利藩の憲法とも云うべき万治制法三十三ヶ条のうち、特に庶民生活に関係の深い「郡中御制法」、士分諸士の生活を律した「御当家御式目」をご紹介することにしました。県文書館の「山口県史料」にはすべて集録されていますが、本号に載せたものは当町内にあつた古文書に記されたものです。藩政時代の毛利藩の政治体制を知ることができると思います。

続いて、弥富丸山八幡宮縁起の資料として「青木家系譜」を載せました

目次

回天実記（前号の続き）	2
天保一揆について	20
郡中御制法	27
御当家御式目	46
弥富丸山八幡宮と青木家の系譜	79

回天実記 (温故二号の続き)

小国融蔵八当時謹慎中ニ付キ、直ニ金子新蔵ヲ以テ前頭邑政堂ニ届ケ出タリ。融蔵素ヨリ陰ニ氣脈ヲ通ゼシ故、其ノ拳ヲ賛画セシト雖モ、邑政堂ノ戒厳怠ラザル九名ノ志士途中ニ於テ縛セラレ、宿望達スル能ワザルモ難計キヲ以テ、万一失敗セバ善後ノ策ヲ画スベキ約アリテ留リタリ。然レバ正義派ノ脱走ニヨリテ自然嫌疑ヲ受ケ、一層幽囚ノ嚴ヲ加ウルニ至リテハ、内外ノ不幸之レヨリ甚シキハナシトシテ一封ノ書ヲ残スノ計ヲ決セシナリ。

君が為今日思ひ立つ旅衣

袖にさやけき有明の月 兼常

茲ニ脱走志士ノ家族八各其ノ帰宅ヲ待テドモ鶏鳴猶歸ラザルヲ以テ其ノ踪跡(足あと)ヲ尋ヌルニ、前夜大谷樸助宅ニ相会シテ脱走セシ事実ノ判然シタレバ、各親族ヨリ邑政堂へ脱走届ヲ出セリ。俗吏等日ク、彼等来ダ數里以内ニ潜伏スルコトモアラン。可成其ノ所

在ヲ搜策シテ捕工歸ルベシト。大谷樸助跡八直チニ家名断絶ノ令アリ、脱走ノ九名福田村字新田ニ至レバ、東方已ニ白キヲ以テ、昼伏夜行ノ策ヲ決シ、中野屋某ヲ頼マントシテ、応接ノ為河上範三、津田公輔先発セシニ、積雪数寸途ヲ失イ、躊躇時ヲ移セリ。其間大谷樸助外六名八已ニ中野屋ニ至リ潜伏スルヲ得タリ。範三、公輔等終ニ中野屋ニ達スル能ハザルヲ以テ、樸助等ニ報ジテ更ニ図ル所アラントシテ返リテ本通ニ出レバ、樸助等已ニ去リ、天全ク明ク。仍テ片俣村ニ至リ、人跡稀ナル農径樵路(木こりの道)ヲ迂回シテ昼七ツ(四時)御堂原ノ農家ニ投宿ス。疲労頗ル甚シ。于時生雲村屯営ノ賊兵十余名、銃器ヲ携エテ巡回ノ途次、範三、公輔等ノ潜伏ヲ偵知シ、全家ニ入ル。ニ士危険ノ事アリ。翌二十六日朝出発、篠目村ニ至レバ、諸隊ノ先鋒奇兵隊時山真人司令官トナリテ出張、砲台ヲ建築シテ警戒最モ嚴ナリ。応接終リテ大峠ヲ越工、山口立小路井関屋ニ着スレバ、大谷

樸助等已ニ投宿セリ。樸助外六名八二十五日
夜福田村発程、生雲村通り篠目村ニ至リ、道
ヲ仁保市ニ枉^まゲテ鷹懲隊總監赤川敬三兵ヲ率
イテ滞陣スルニ遇イ、通行ノ事情ヲ詳陳（く
わしくのべる）シテ山口ニ至レルナリ。如斯
テ山口本営ニ駐在セル諸隊ノ長官八、概ネ大
谷樸助等ノ同盟知友ナレバ、樸助等ノ為ニ賛
画ノ勞ヲ辞セズ。是ヨリ先、萩宝蔵寺ニ屯シ
テ諸隊ト先鋒ノ調和ヲ図リ、止戦ノ策ヲ講ズ
ル一団隊アリ。遂ニ其ノ人員増加スルニ依リ
東光寺ニ転ジテ干城隊ト称ス。荐リニ止戦ノ
事ヲ建議シ、加之御支藩清末公ノ周旋アリテ
正月二十九日遂ニ止戦ノ発令アリ。

二月朔日（ついたち）干城隊福原亀太郎、
佐藤弥右衛門両名来須、分隊ノ歎願書写並ニ
撰鋒隊ガ調和ノ説ヲ容レザルニヨリ、大衝突
ヲ起シテ生雲ニ転営シ、全村ニ於テ土人ニ
頒布（くばる）シタル告諭書写ヲ携帯シテ邑
政堂ニ至リ、有志者入隊ノ事ヲ促ス。

歎願書

此度諸隊迫討被仰付候処、不容易御国難ニ立
チ至リ、只今ノ形勢ニテ八尽ク討伐不被仰付テ
八難差止次第ニ御座候工共、元来彼等尊攘ノ御
正義ヲ薰陶シ一途ニ存詰（思いつめ）農町兵ヲ
説得シ、専ラ人心彼ニ服シ候勢ニ付、兵威ヲ以
テ難制却テ沸騰甚シク、彼等ガ勢ヲ煽動仕リ候
様相成候故、公明正大ニ条理判然タル処置ヲ以
テ屈伏仕ラセ候外策有之間敷候。畢竟（つまり）
追討被仰付、終ニ撃尽シ候迄八数度ノ戦争中御
内人臣死亡夥敷、器械彈藥兵糧等ニ至ル迄、諸
費莫大ノ儀、加之御国民ノ困苦、戦場尚更兵戦
ノ災害ニ不堪シテ、百姓蜂起必然ノコトニ奉存
候。自然之等八御政道不被為届ノ次第ニモ相成
リ、万一此ノ先天幕（朝廷幕府）ヨリ御譴責（
罪をとがめる）ヲ被為受候テハ、御先祖ノ御尊
靈へ被為對不相済、此上ノ御耻辱膺ヲ嚙ムトモ
不及候。近クハ人民塗炭（泥にまみれ火に焼か
れる）ノ苦ト、兄弟斗争ノ如キ八乍恐不被堪御

憂慮ノ御事二候ニ付此段被遊御熟考、第一、諸有司（役人）黜陟正敷被為行、第二、討伐ノ勢ヲ被為引、蒼生（人民）安堵其ノ業ニ付カシメ、人心一和ノ基ヲ御開キ被遊候ハバ、随ツテ御国是凜然（盛んで激しい）相立テ可申候間、御英断御急務ニ奉存候。全ク以テ私共諸隊ヲ荷担（味方する）仕候ニテハ無御座只今御国家ノ危急傍觀（そばで見て）二打過ギ候テハ臣子ノ至情不相忍、燃胸焦心所耐無御座候間、不顧恐懼奉獻候。仰ギ願クハ断然被遊御決心候テ、御採用奉懇願候。誠恐誠惶謹言

全

此度追討被仰付候処、元來諸隊ノ者ハ亡命無頼ノ途ニ有之候得バ、畢竟正義ノ所集ニ付兵威ヲ以テ圧候テハ、却テ沸騰甚シク相成候訳ニ御座候故、義理ヲ以テ諭シ候外手段無之段ハ、前段申上候通ニ御座候。就テハ今日廟堂ノ諸役人賢明ニテ有之候得共、久敷御咎被

仰付、天下ノ形勢一円不承知之者故、諸事天保度ニ被差返候得バ、万事都合宜敷ト存詰候工トモ、今日ノ人民天保度ノ人民ト相違候事ハ三尺ノ童子モ存候位ニテ、決シテ人服ハ不仕、恐ナガラ御両殿様多年ノ御誠意ハ、天下共ニ所知ニ候処、却テ御粗暴ノ様ニ相成、御正義湮滅（無くなる）御国論變動ニ至リ申候。右ニ付諸隊ノ者共数度建白仕候処、一廉（只の一つも）御採用無之而已ナラズ、御直書ヲ以テ被仰聞候御趣意御実行相違仕候ヨリ、御説得ノ旨ヲ不奉遂ニ及暴動候次第ト奉存候。全追討被仰付候ニ付、進退相迫リ候ヨリ起リ候段トテハ無之候間、断然確呼不動之御英断ヲ以テ、右等役人御擯ケ有リ正義ニシテ且ツ時勢ニ通達ノ人御用被遊候得者不動干戈（戦をせずに）シテ鎮静仕リ、土民モ安堵可仕候。實ニ御正義湮滅、御国論變動ニテハ、御家ノ為メノミナラズ、神州古來ノ御国体ヲ損シ候訳ニ候得バ、何卒御処置ノ程私共一統泣血奉懇願候 以上

檄 文

先達己来討伐ノタメ軍勢多数被差向、未ダ
攻亡スニ至ラザルノミナラズ、却テ諸隊ノ勢
日ニ盛ニ相成リ、然ル処ニ戦死、手負、打死
ノ痛マシキハ申ス迄モ無之、農家町民共ニ荷
造其外ノ夫役多ク、肝要ノ農作家財モ丸々打
捨テ、大概壯年ノ者ハ夫役ニ被遣妻子八日々
ノ取り渡リニ込リ、中ニモ老人又ハ病者ニテ
重荷持不申者ハ雇替イタシ差出候ヘバ、余分
ノ賃錢ヲ取ラシ、諸色ハ次第ニ乏シク、金銀
ハ融通致サズ候ヘバ、家財衣服等モ質入レト
ナシ、最早餓寒ニ迫リ候有様見ルニ忍ビズ。
右ニ付其ノ訳ヲ細々申上ゲ、軍御止メナサレ
候様ニ、過ル十六日全意ノ面々一全、御城ヘ
罷出、御両殿様ヘ御直ニ申上候所、無勿躰モ
思召ニ叶イ、直様御鎮方清末様ヘ御任ニ相成
候。右ニ付歎願筋一日モ早ク御運ビ相成候様
一統誠ノ心ヲ尽シ、御先祖様ノ御灵前ニテ御
祈願ヲ籠メ、何卒シテ御国家安全ノ基ヲ相立

テ難儀救イ度キ所存ニテ御処置ヲ奉待候処、更
ニ御目途無之而巳ナラズ、色々ノ差支エヨリシ
テ歎願筋モ急ニ届申サザル由ニテ、各々共ノ心
中ヲ察不申却テ何事ヲ企候様引受者之有候得ハ
万一御政道之御手支リ共ニ相成候テハ、最初歎
願申上候趣ニモ有之候訳ニ付、第一御上ヘ御安
心ヲ付度キ積リニテ、一ト先ズ当地ヘ立退キ候
次第ニ候。右ニ付趣能々令熟考、下ニ於テモ共
ニ力ヲ合セ、御国難ノ万一ヲモ救イ奉リ候様、
呉々モ有之候エバ、各々共当所ヘ立退キ候儀格
別事ヲ企テ候訳ニテモ無之候間、地下安堵ノ為
前段申聞セ置候モノナリ。 干城隊

邑政堂ハ各級士族ニ意見ヲ下問セシニ、大谷
樸助等九名ノ志士脱走後、正義派ノ勢力稍々張
ラントスル時機ニ際シタルヲ以テ、各級共干城
隊ノ旨趣ヲ賛同スル由ヲ回陳セシカバ、俗吏モ
入隊ノ請求ヲ拒ムニ由無ク、金子新蔵、多根卯
一以上大組、松原仁蔵、秋山春三以上御手
廻組ノ四名ニ干城隊入隊ノコトヲ命ズルト雖モ

遂二其ニ実ヲ拳ゲシメズ、大谷樸助外八名ノ脱藩者八諸隊長官等ノ協賛ヲ得テ一旦歸須、邑中ノ正氣ヲ回復シ、亡君ノ御遺志ヲ継グ実行ヲ拳グベキ方針已ニ定マルヲ以テ南御領大道切畑吉貫野へ有志者誘導ノ為、河上範三、原井直助兩名派出セリ。其ノ募ニ応ズル者三好久平外士農二十六名ナリ。率イテ山口ニ歸ル。

全六日脱走ノ志士九名、并二三好久平等二十七名総員三十六名八大谷樸助ヲ推シテ総督トナシ、津田公輔、大橋三木三斥候ニテ、回天ノ二大文字ヲ書シタル旗ヲ翻シテ干城隊榭崎八十槌、笠原半九郎等五名公命ニヨリ之ヲ保護シテ須佐ニ来リ、直チニ心光寺ニ屯シテ回天軍ヲ設立セリ。

回天軍趣意書

回天軍屯集ノ儀ハ、第一亡君為御国家正義回復ノ実行相拳リ候様有之度日夜苦心候処、今日ニ至リ候而者邑中ノ人心一旦興起候ト雖

モ、之迄ノ通り階級ニ依リ御軍制ノ御定相成候而ハ、本藩先鋒隊ノ如ク殷鑑遠カラズ（いましめは身近かにある）決シテ実地ノ戦ハ無覚束、此後外夷ハ勿論四境ノ患ハ必然ノ儀ニ付キ、石州境ノ儀ハ素ヨリ益田家ノ任ニ可有之候得者若シ又天王山ノ覆徹ヲ踏ミ候テハ、御家ノ儀ハ不及申、御両国ノ存亡ニモ相関リ可申候間、御軍制ノ内ヨリ別ニ一隊ヲ以テ士農工商ノ別ナク人物ヲ選ビ、実戦ノ訓練相励ミ、畢竟八天下ノ奸賊ヲモ掃除シ、亡君ノ神意ヲ奉慰度候条苟モ尊攘ノ志有之輩ハ身分ニ拘ラズ其人ノ心ニ任セ入隊可有之者也

回天軍

邑政堂八蒼惶（おそれて青くなる）為ス所ヲ知ラザルモノノ如クニシテ俄カニ九名脱走ノ罪ヲ赦免シ、大谷樸助ノ謹慎ヲ解放シテ食禄元ノ如クナルヲ達シ且ツ令シテ曰ク、如斯寛大ノ処置アル上ハ各々解散帰宅スベシト。回天軍ヨリ立隊ノ目的ヲ陳述シテ曰ク、今ヤ四境ノ難日々

覆徹

二迫レリ、益田家ニ於テ八軍制ノ改革スベキ
八之ヲ改革シ、北方要衝ノ地ヲ引受ケ、焦眉
ノ急ヲ防禦スルノ決心ナカルベカラズ。之レ
即チ先君ノ御意志奉体シ臣子ノ分ヲ尽ス所以
ナリ。吾輩回天軍ヲ以テ其ノ基礎トナサント
スト反覆弁論シテ分散ノ命ニ応ゼズ。俗吏等
回天軍ノ執ル所ノ主義八到底抑庄スベカラザ
ル曉ノミナラズ、外ニ八諸隊ノ応援アルヲ恐
怖シテ軍備拡張ノ令ヲ発ス。

全七日邑政堂ヨリ各級士族一般へ軍事総督
公選ノ命アリ。

全八日親施公ノ尊靈ヲ高正大明神ト称シ奉
リ、御短刀ヲ以テ其ノ神体ト定メ、松崎産土
神社ニ於テ大祭典ヲ執行シ、家臣一同参拝シ
式終テ大湫寺ニ於テ各級大会議ヲ開設ス。
其ノ主対八、本藩ニ建言シテ先君ノ御正義ヲ
貫徹セシムベキコト。石州口ノ防禦八益田家
ニ於テ担任スベキ事等ニテ互ニ誓約シテ散会
セリ。

誓約書

此度会議ヲ以テ一定被仰付候旨趣八先般、高
正院様御殿科ノ一条偏ニ御両殿様御思召ニ不被
為在、奸吏ノ処置ト相聞工、左候得者御冤罪ニ
奉墮候次第弥以テ残憾ノ至リ、於御家来中悲憤
何ヲ以テ可加之哉。就而者奉報尊靈寸忠之一議
者、今日御生前ノ御深慮ヲ斟ミ、尊靈ヲ御神祭
ニ奉尊崇、於御神前御家来中丹心一和之誓約ヲ
以テ御両殿様御正義ノ思召ヲ被成御躰認、御忠
節ヲ被尽終ニ御一身ヲ被果候御遺念ヲ臣下ノ銘
銘心肝ニ徹底仕リ、乍不及丹心ノ届ク所、御国
是一定御正義貫徹ノ儀ヲ公儀へ歎願仕リ、然ル
上八仮令外患来襲之節モ御領境石州口防禦ノ儀
八一途ニ御請合申シ出、志操ヲ不変身命ヲ尽シ
御身後之寸志正義凜然相立候様乍恐神靈御照覽
之前ヲ以テ決議仕候事

誓約書

乍恐微臣私共不顧恐惶歎願申上候旨之趣八旧
冬来多人數ノ斬戮并諸隊討伐其外之御処置熟考

仕り候得共、先般右衛門介殿殿科之一条モ御
兩殿様御思召ニ不被為在、偏ニ政府ノ御処置
ニテ罪科相被行候儀モ可有之哉ト於家来中残
憾何ヲ以テ加之、就テハ主人終身之素志、御
兩殿様御正義之思召ヲ被致体認、心身ヲ被竭
被相果候儀ニ御座候得共、臣下ノ銘々其ノ遺
念心肝ニ徹底仕リ乍不及、丹心之届所歎願申
上候テ何卒御国是御一定御正義御貫徹之程奉
仰願候。左候ハバ主人生前之丹心相届キ、私
共ニ於テモ本懐過分ノ至リニ奉存候。然ル上
ハ縱令外患来襲ノ節モ領分境石州口防禦之儀
者一途身命ヲ尽シ手立可申候間、幾重モ前件
御政蹟正義御徹底之御処置歎願申上候。

誠恐誠惶謹白

益田右衛門跡 家来中

今夜士族各級ヨリ家老増野与次ヲ軍事總督
ニ推戴スベシト邑政堂ニ上申ス。

全九日増野与次ニ總督タルベキノ命アリ、
小国融蔵謹慎放免ニテ直チニ參謀タルベキノ

命アリ、回天軍總督大谷樸助ハ本隊ヲ率イテ一
番先衛隊番頭タルベキノ命アリ、是ニ於テ軍制
緒ニ就ケリ。初メ回天軍ノ心光寺ニ屯スルヤ檄
ヲ発シテ兵員ヲ募集セシニ、氣慨アルモノハ奮
ツテ入隊スルニ因リ、勢力日ニ加ルヲ以テ、俗
論派モ暫ク其ノ銳鋒ヲ避クルノ方針ヲ執ルニ至
レリ。本藩諸隊ハ止戦後萩地ニ入り、屢々上言
スル所アルヲ以テ、正義恢復ノ端相開クルノ機
ニ際シタレバ、益田家ニ於テモ兩君候後守衛ト
称シ、萩近傍ノ地ニ出兵シテ、諸隊ト氣脈ヲ通
ジ、幼君ノ御家督ヲ促ガスベシト小国融蔵ヲ始
メ回天軍ノ建議ニ拠リ、宇田村迄出張ノ事ヲ許
セリ。

全十四日中軍八大蘆寺ニ、先鋒八淨蓮寺ニ屯
シ、回天軍八法隆寺ニ転營セリ。翌十五日回天
軍一隊及ビ大谷岩尾組頭ニテ宇谷組、須佐地組
合併、一小隊宇田村ニ出張シ、邑政堂ヨリ八当
役松本良左衛門ヲシテ御末家益田石見殿、本政
府山田宇右衛門等ハ出兵ノ件ニ付内談ノ為メ出

萩セシム。

茲二本藩逃走ノ奸吏椋梨藤太、全伊太郎、児玉久吉郎、中村久米次郎、小倉半右衛門、神代秀乃進、小森市郎右衛門、南新三郎、木村松之進、全駒太郎、平川清作、小川八十槌等十式名海路飯之浦へ着船上陸セシ由ノ飛報ニ接シ、回天軍員梅津熊之進八田万村ニ帰省中ナレバ、中村泰一外三名全行、飯之浦へ至リ、須佐ヨリ八中軍及ニ番先衛隊ヲ下田万村ニ出張セシメシニ、奸吏八石州青原ヲ経テ岩国ニ至ルベシトノ報知アリシニヨリ、先手小隊ヲ福田村ニ出張セシメタリ。之レ二月十六日ナリ。此ノ際奇兵隊福田義平、西嶋喜平等宇田村陣營ニ来リ、協力ヲ以テ逃走奸吏ヲ逮捕スベキヲ約シ、石州青原ニ出ズルノ地理ヲ詳問シテ辞シ去レリ。大谷樸助、岡部東三八福田村ニ派出セシガ、東三八更ニ徳地屯營ノ膺懲隊ニ報ジテ岩国口ノ警戒ヲ嚴ニセシム。下田万村出張ノ先衛隊ヨリ八数名ヲ選抜シテ

奸吏逮捕ノ手配ヲナシ、青原八津和野藩ノ領内ナルヲ以テ、全藩庁ノ承諾ヲ得ザルベカラザルノ故ヲ以テ、小国融蔵八直子二津和野藩邸ニ至リ、脱藩人逮捕ノ為メ青原ニ出張セシ旨ヲ報ゼリ。青原ニテ八先衛隊ノ出張員岩国ノ通路ヲ遮断シ、堅固ニ相困ミ、將ニ逮捕ニ及バントスル時津和野藩ヨリ渡辺儀右衛門数多ノ士卒ヲ引率シテ出張シ、弊藩ニテ逮捕ノ上貴藩ニ引キ渡スベシトノ談判ニヨリ、ニ番先衛隊八津和野藩ニ逮捕ヲ委託シ、必ズ須佐一手ニ受取ルベキコトヲ約シテ田万村ニ帰營セリ。此ノ時大谷樸助八福田村ニ於テ津和野藩ニ委託ノ事ヲ聞キ、途ヲ枉ゲテ田万村出張ノ中軍及ビニ番先衛隊ニ至リ不俱戴天ノ讐タル十二奸吏ヲ踪跡シテ彼八已ニ釜中ノ魚タリシヲ直子ニ復讐ノ事ヲ果サズシテ他藩人ニ逮捕ノ功ヲ奪ハルルノ愚ヲ痛論シテ帰須セリ。

全十九日御末家周布治郎殿宇田陣中ニ来駕、兵隊引上ノ公命ヲ伝フルニ依リ、回天軍ヲ須佐

邑法隆寺屯所ニ退軍シ、十二奸吏受取りノ準備ヲ為サシム、本藩ヨリ八直接受取ノ事ヲ津和野藩ニ照会アリテ、御使番山田重作、番頭藤井竹太郎、今田辰三郎等ニ組及ビ干城隊笠原半九郎、山縣初三郎、長安栄二郎等江崎村ニ出張滞在セリ。茲ニ山田重作ハ性卑怯ニシテ、脱藩奸吏ノ暴動ヲ掛念畏縮シ、彼等ノ親族来着ヲ俟タント欲シ、仏坂関門ニ於テ津和野藩ト数度ノ応接ニ受取ノ準備半途ナルヲ以テ猶予ヲ請イ、遂ニ二十三日ノ応接ニ至リテハ、遁辞ノ為ススベ無キヲ以テ、中間頭二名俄ニ病氣ニ罹レル由ヲ偽リ、猶延期セントセシニ、津和野藩ヨリハ、今日迄徒ニ数日ヲ経過セリ猶未ダ受取り難キナラバ尊藩ノ寺院ヲ拝借シテ、寺内ノ警衛ハ弊藩ニ於テ担当スベケレバ、尊藩ノ一手ヲ以テ四周ノ外圍ヲ受ケ持タレタシト照会セリ。藤井、今田兩名八山田ノ憶セルヲ憤リ、予等二名ニテ受取ルベシト決意シ、小国融蔵八津和野藩ニ迫ルニ、須

佐一手ニ受取ルベキノ前約ヲ履マンコトヲ以テ入。是ニ於テ一時ハ議論ゴウゴウタリシモ、奸吏等ノ親族モ来着シ、終ニ下田万村西法寺ニ於テ本藩吏員直接ノ受取りノ事ニ決ス。

二十四日津和野藩物頭布施田沢右衛門、御目付牧宮三郎接人渡辺儀右衛門、波田多橋其他士族十五人足輕八十人余前後ヲ警衛シテ来着、引渡手續ヲナス。寺ノ境内ハ須佐一手ノ警固ナリ。奸吏ハ脱刀親族預ケトナシ、詰駕籠ニテ山口ヘ護送セリ。

須佐一手モ歸邑解隊ス。当度奸吏逮捕ノ件ニ付テハ梅津熊之進、中村泰一等東奔西走頗ル尽力セリ。

全日回天軍モ他ノ軍隊全様邑政堂ヨリ分散ノ命アリト雖モ其ノ命ニ応ゼズ、全夜心光寺ニ転營シテ中村藤馬邑政堂ニ出頭シ、解散スベカラザル理由ヲ陳弁シテ継続ノ許諾ヲ得ントスルモ俗吏等其ノ請ヲ容レザルノミナラス、大イニ激怒シテ其ノ命ニ抗スルノ無状ヲ咎ムルニ因リ、

一旦帰營會議ノ上更ニ邑政堂ニ至リテ哀訴歎願スルモ採用セラレザリシ為、其ノ帰營ノ遅タルヲ以テ、大谷樸助、津田公輔、村岡彦十郎等、又邑政堂ニ出頭シテ激論数刻深更ニ至リ、遂ニ俗吏ノ屈服スルヲ以テ帰營セリ。然レドモ俗吏ハ言論上屈服セシ迄ニテ心中益益之ヲ嫉ムノ機ニ乗ジ、大組其ノ他ノ俗論党ハ俗吏ト密約シテ翌二十五日育英館ニ屯シ、説客ヲ出シテ御領内ヲ巡廻セシメ、十二奸吏ノ余党乱入モ難計ケレバ、其ノ不慮ニ供シ、且ツ四境ノ敵兵防禦ノ為メ一致團結ヲナシテ練兵スベキヲ口実トシ、組士并ニ三組卒族其他農兵ヲモ集メテ北強団ト称ス。邑政堂ヨリ御用ノ二字ヲ濫用シテ館中ニ入ラシムルモノ亦多シ。邑政堂八回天軍ノ勢力ヲ殺ガントスルノ念サカニシテ百方其ノ策ヲ講ゼシガ、遂ニ古来四組、宇谷、須佐地、瀬尻、市丸ナル者ハ其ノ戸数ノ定限アリテ大組ノ内ヨリ各組々頭ヲ奉職シ、非常ノ時ニ臨ミテ八頭組ノ

指揮ニ從イテ進退スベキ制ナリ。然ルニ回天軍入隊ノ組士十二名アルヲ以テ御祖先牛庵公以来ノ御手組ヲ破解スルモノナリト公言シ、回天軍立隊ノ要旨ハシバシバ上言セシ如ク、今日ニ於テ必ズ立タザルベカラザルノ要アリテ立ツルモノナリ。然シテ軍制ハ古今ノ沿革ニ從イ其ノ時勢ニ適スル活法ニアラズンバ決シテ実戦ノ用ニ立ツベカラズ。故ニ先規旧格ニ拘ムハ迂闊ノ極ナルコト論ヲ待タズ、仮令牛庵公ノ御手組ナリト雖モ、慶長時代ノ軍勢ヲ益田家ノ存セン限リ幾百十年ニテモ依然之ヲ用イントスルハ兵家ノ嗤笑（笑いもの）ニ供スルノ兎戯ノミ。即チ牛庵公ノ罪人タルヲ奈何セン。加之ニ創立日尚浅クシテ勢力微々タル回天軍中ヨリ俄然十二名ヲ除クニ至ラバ、其ノ基礎忽チ頽レテ立隊ノ目的ヲ達スルコト能ハザルハ必然ノ事情ナリト論難弁駁一層軋轢ノ勢ヲ加エタリ。北強団ハ此ノ機愈ニ乗ズベシト荐リニ流言ヲ放チテ曰ク、回天軍ハ邑政堂ニ放火シ役人ヲ暗殺スルノ陰謀アリ

曰ク、大谷撲助等数名八幼君ニ忠ナラズ益田家ニ叛逆ノ意志アリ。曰ク、云々、曰ク云々ト無実ノ冤罪ヲ以テ私怨ヲ報ゼント欲シ、甚シキ八己レノ妻児ヲシテ仙相院君ニ阿護ざんぶ讒誣ざんぶ(へつらい無実の悪口)セシムルニ至レリ。

三好久平等八事態漸ク迫ルヲ察シ、南御領士卒二十七名除隊ヲ請イテ帰郷シ、回天軍笠松邸内ノ状況及ビ反对党ノ挙動ヲ探偵シテ、仙相院君モ邑政堂俗吏ニ欺カレテ俗論党ヲ寵遇シ、殊ニ其ノ妻児ノ讒誣ざんぶヲ信用セラルヽヲ知り切齒扼腕ニ堪エズ、一同仙相院君ニ拜謁シテ先君御逝去ノ頭末ヨリ立隊ノ旨趣ヲルヽ上言スルニ如カスト一決シ、同夜四ツ時(十時)笠松邸ノ御式台ニ出ズルト雖モ、俗吏等之ヲ遮リ、防衛頗厳重ナルヲ以テ帰營セリ。

全二十六日回天軍ヨリ津田公輔外二名邑政堂ニ出頭シ、邑宰益田三郎佐衛門二面会シ、親施公御逝去後幼君ヲ蔑ニシ、政権ヲ恣ニシテ大イニ正義派ヲ擯斥(のけもの)スルノ挙

三郎左衛門

動ヲ指摘シテ言論激烈ナリシガ、三郎佐衛門答弁語塞ガリ、唯々流涕(涙を流す)スルノミ。公輔等共ニ争ウニ足ラズトシテ退出セリ。

北強団八邑政堂ノ許諾ヲ得テ邑ノ四境ヲ鎖シテ正義派ノ出入ヲ戒シメ、心光寺前ナル武庫ヲ守衛シ、或ハ小具足ヲ着シ兵器ヲ携エテ奔走シ威嚴ヲ出シテ回天軍ヲ圧セントシ、世ニ流言シテ曰ク、回天軍ノ暴発近キニアルベシ、吾輩其ノ非常ヲ戒ムト。回天軍八孤城落日、四面礎歌ノ声トナリ、事情大イニ切迫スルヲ以テ、変節ノ念ヲ抱クモノアリ、加之外ヨリ八父兄ノ疾病ヲ虚報シテ其ノ心ヲ動カサシムルモノ亦スクナカラザレバ、土谷仙三郎、大賀惣助脱營、行ク所ヲ知ラズ、岩本平太、岩本貫一郎亦夜ニ乗ジテ脱營、直チニ北強団ニ至リ加盟ス。

全二十七日、御末家周布治郎殿八邑政堂ノ招請ニ応ジテ来須セシガ、仙相院君ノ命ヲ伝ウル由ヲ以テ回天軍營所ニ来タリ、総督大谷撲助、河上範三、津田公輔其他数名ノ役員ヲ列席セシ

メテ、組士十二名ヲ除隊シ、北強団ト調和ノ事ヲ勸告セリ。樸助答テ曰ク、組士ノ除隊スベカラザル理由ハシバシバ邑政堂ニ上陳セシ如シ、水油素ヨリ混ズルモノニアラス、正俗ノ両立スルハ今日ニ於テ避クルベカラザル勢ナリ、仮令仙相院君ノ御意ナリト雖モ、益田家前途ノ不利ト認ムル事アラバ、幾回モ諫メ奉ルコソ臣子ノ分ナレ、言若シ聴カレザレバ一死アルノミト。且ツ周布殿ノ俗吏ニ左袒（味方する）シテ宗家ノ面目ヲ傷ツクルノ無状ヲ論責セシカバ、周布殿怒氣満面席ヲ蹴ツテ起テ去レリ。

全日回天軍ハ一旦弥富村全柳寺ニ転営シテ徐ニ計ル所アラント決議セリ。初メ小国融藏八大谷樸助等ト内外相応シテ邑中ノ正氣ヲ恢復センコトヲ約シ、樸助等ト公然運動ヲ共ニセズ、居常ニ沈着ヲ主トシ、敢テ俗吏ノ意ニ悖（反する）ルコト無カリシカバ、回天軍立隊、軍備拡張ノ当時、其ノ幽囚ヲ解キ、拳ゲ

テ参謀ノ任ニ当ラシメ、且ツ邑政堂ニ入り、議政ノ班ニ列セシムルニ至レリ。故ニ融藏ハ正俗ノ軋（いざこざ）漸ク甚シキニ至リテハ、彼之往来シテ冥々（人しれず）回天軍ヲ保護スルノ恣トナレリ。是ニ於テ大谷樸助ハ弥富村ニ転営ノ策ヲ密ニ計ルニ、融藏八大イニ不賛成ヲ唱エテ曰ク、回天軍ヨリ暴動ヲ発セザル以上ハ、邑政堂ヨリ俄カニ手ヲ下シテ所断スルノ勢イハ無之ニ依リ、今暫ク時機ヲ伺イテ、万止ムヲ得ザル場合ニ至リ転営スルモ晩キニアラザルベシト。樸助其ノ説ニ從イテ転営ノ策ヲ決行セズ、且ツ融藏ノ内意モアリテ邑政堂へ覚書ヲ出ス。

覚

私共屯集ノ儀ニ付テハ、君命ニ違イ難ク盟約ヲ破リ難ク、実以テ進退相迫リ居候。依之暫ク心光寺へ蟄居仕リ、此上ハ本藩政府并ニ公然タル決議相願度奉存候間、此段仰合可被下候 己上

回天軍

邑政堂連名宛

小国融蔵ノ就職以来、常ニ俗吏ト相列シテ
政治ニ参与セルヲ以テ、万一正議派ノ滅亡旦
夕ニ迫ル急アラバ、飽迄其ノ危難ヲ救護スル
ノ運動ヲ為サント樸助等ニ約シテ其ノ転官策
ヲ止メ、覚書一通ヲ出サシメタルニ、豈凶ラ
ンヤ俗吏八堂議ノ外秘密ノ謀アリト雖モ融蔵
ヲシテ之ニ与ラザラシメタリ。宜（当然のこ
と）ナリ、融蔵ガ回天軍ノ敗亡ヲ援クル能ハ
ザリシコト。

全二十八日大谷樸助、河上範三、津田公輔
等ノ親族各二名宛回天軍ニ来タリ、曰ク、仙
相院君ノ命アリ樸助、範三、公輔及大橋三木
三、村岡彦十郎等只今出邸スベシト、樸助等
ハ昨日以来不穩ノ形勢アルニ今此ノ命ニ接ス
必ズヤ吾等ヲ歎キテ軍門ヲ出シ、以テ羽翼ヲ
殺グノ策ナルコト疑ウベカラズ。弥富村転官
ノ事ヲ果サザリシハ実ニ噬臍（へそをかむ）
ノ悔ナリトス。之ニ於テ散ル時ハ散ルモ吉野

義

【注】
青字の部分
は尊攘堂本
と異なる

ノ山桜、花ニ類ヘシ武士ノ身ハノ歌ヲ各相和シ
朗吟シツツ親族ニ伴ハレテ出ズレバ、隊員之ヲ
營門ニ送ル。此ノ日巷間流言シテ曰ク、回天軍
北強団ト戦争將ニ起ラントスト戸ヲ閉ジル者多
シ。笠松邸ニ至レバ邸内闖（ひつそり）トシテ
人無キガ如シ。式台ヨリ導カレテ広間ニ出ズ。
右ニ俗吏ノ列座ニ、左ニ周布殿ノ陪席セラルル
ヲ見ル。已ニシテ仙相院君ノ出座アリ、院君曰
ク、樸助、範三、公輔等恣ニ益田家ノ御手組（
おきて）ヲ破リ、吾等ノ命令ニ背ケリ、吾ハ故
右衛門介ノ母ナリ、吾ニ背クハ即チ故右衛門介
ニ背クナリ、不忠ノ罪恕スベカラズ、並ニ其ノ
親族ニ預クルヲ以テ、三名ノ親族宜ク敵ニ護衛
スベシト云畢リテ退席アラントス。樸助曰ク、
臣等ノ旨趣未ダ貫徹セズ以テ此ニ至ル、残憾無
量、今イササカ上言スベキコトアリ、謂フ暫ク
待タルベシト。周布殿怒気満面曰ク、樸助云ウ
勿レ、仙相院君速力ニ入ラルベシト。仙相院君
蹶然起チテ室ニ入ラル。是ニ於テ各退出スレバ

式台二八組士数十二名敷刀（刀を左側に置き
て座するを云う）ニテ列座セリ。三名式台ヲ
降レバ、各親族二名宛及組士三名、組仲間四
名宛前後左右ヲ圍繞（とりかこむ）シ、樸助
範三八自宅ニ、公輔八当時親族松原仁蔵宅ニ
寄寓セシヲ以テ全家ニ歸リ、執レモ手ニ枷鎖
ヲ受ケテ一室ニ幽セラレ、其ノ別堂ニ八昼夜
七名ノ看守相詰メ、玄関ニ笹丸（益田家の紋
章）ノ高張提灯ヲ掲ゲタリ。斯シテ大橋**三樹**
村岡彦十郎四名八笠松邸ヨリ無事歸營ヲ許セ
リ、其ノ樸助等三名ト共ニ召喚アリシハ、三
名逮捕ノ実況ヲ回天軍ニ細報セシメテ隊員ノ
英氣ヲ殺ガシムルノ策ナリシコト八問ワズシ
テ明カナリ。夫レヨリ北強団八公然心光寺ヲ
囲ミテ隊員ノ外出ヲ禁ジ、夜五ツ時（八時）
各組ノ証人役八軍側ニ入り、入隊ノ組士へ邑
政堂ノ敵命ヲ伝工、尚正義派ノ首領タル三名
ノ縛ニ就キタル上八、回天軍既ニタオレタル
旨ヲ諭シテ、当時四組屯集所即チ北強団ノ支

三樹三

部タル紹孝寺へ伴イテ警衛シ、翌日各親族預ケ
トナリテ自宅へ歸リ、御手廻リ其他八直チニ親
族預ケトナリテ歸營セリ。全月二十九日北強団
総人数笠松御殿へ召集アリテ幼主并ニ仙相院君
ノ御意アリテ酒肴ヲ賜ワル。

御意書

当今時勢ニ就テ八不一方被遂御苦慮候処稽

古人数中夜白（よるひる）令尽君子ノ情実全

全相違候段御祝着ニ被思召候 依之被成御意御

酒頂載被仰付候事

更ニ仙相院君御膝下へ小原勘左衛門（大組御

用人役）仲井半四郎（大組北強団首領の一人）

秋山春三（御手廻変節者）戸倉三郎兵衛（御手

廻裏判役）尾木七郎左衛門（四組北強団）中村

泰一（全上）等ヲ召シテ日ク、昨日樸助、範三

公輔ノ三名ヲ幽囚セリト難モ、**婦人**ノ身ニシテ

其ノ処分ニ困却セリ。此上八家臣中ニ於テ適當

ノ方案ヲ定メテ建議セヨトノ命アリ。

此ノ御直命ノ旨ニ從イ、育英館内ニ大会議ヲ

開キ、大谷樸助等ノ罪状五ヶ状ヲ造リテ北強
団ニ御委嘱ノ事ヲ請イ、願意採用セラレバ樸
助等ノ首足（首を切る）所ヲ異ニシテ鬱憤ヲ
果スベシト決断セリ。

罪状

- 一、高正院殿御自分被立置候御手組相破り候事。
- 一、仙相院様御趣意へ相背キ候事。
- 一、謹慎中脱走之事。
- 一、御家来中ヲ隊中へ俗論ニ申シ落シ候事。
- 一、御法ニ相背キ商家ノ大金ヲカタリ出候事。

又

右詳ニ曰ク、第一条八回天軍ニ組士ノ入隊
ヲ許シタルヲ責ムル者ノ如シト雖モ、四組ノ
制八牛庵公以来ノ手組ニシテ、古今時同ジカ
ラズ、今ニシテ之ヲ改メザレバ実用ニ適セザ
ルヲ如何セン。然ルヲ親施公ノ立チ置カレタ
ル御手組ヲ被レリトハ誣モ又甚シカラズヤ。

第二条仙相院君ノ御趣意ハ俗論派ノ毒説ヲ

誤信セラレシニ出ズルモノニシテ、之二盲從ス
ルハ却テ不忠ノ罪遁ルベカラズ。

第三条謹慎中ノ脱走ハ大谷樸助一名ニ係ル事
ナルガ、樸助脱走ノ翌日其ノ罪科ニヨリテ家名
断絶ノ所分ヲ受ケタリシモ他方六日ニ至リ謹慎
放免、家祿復旧ノ命アリテ、再ビ責罰ヲ蒙ルベ
キ理無シ。

第四条故親施公ノ御幽囚後、常ニ正義派ノ行
動ヲ制肘シ、終ニ小国融藏、大谷樸助等ヲ禁錮
スルニ至ル、之ヲ俗論党ト云ワザルヲ得ズ。俗
論党ヲ俗論党ト称スルハ事実ヲ証明スルニ於テ
已ムベカラザルモノナリ。

第五条回天軍ノ正義ニ同情ヲ表シテ富豪ノ献
金ヲ為シタル者ハアレドモ、富豪ヲ欺キテ出金
セシメシ事決シテ無シ。其ノ証タル尔来回天軍
ノ為ニ金穀ヲ騙取（だましとる）セラレシト訴
エタル者ハ一人モ無カリシヲ以テ知ルベシ。

以上五ヶ条八実ニ虚構ノ説言ナリ。

北強団本部育英館ヨリ棕重ニヲ以テ前件決議

ノ賛否ヲ其ノ支部タル紹光寺屯所へ諮問セシ
二、組士八大イニ其ノ決議ヲ非難シ、遂ニ中
村泰一、西尾壯助外ニ名本部ニ至リ、敬勝齋
楼上ニ於テ多根卯一、仲井半四郎等ニ面会シ
テ、樸助等八本藩、諸隊ニ関係アル人物ナレ
バ、果シテ仙相院君ノ御趣意ニ戻リ、数条ノ
罪科アリトセバ、速力ニ之ヲ諸隊ニ報ジテ諸
隊ノ公平ナル決議ニ任ズベシト利害得失ヲ陳
弁セシト雖モ、卯一等ノ嚙喝劇シキヲ以テ、
否ムニ辞無ク、結局其ノ為ス所ニ一任セリ。

全日邑政堂ヨリ大谷樸助ノ親族栗栖鬼助、
松井平助等ヲ召喚シテ曰ク、樸助ヲ愆メテ自
殺セシメバ、家名断絶ノ憂イ無カルベシ。汝
等大谷家ノ為之ヲ図ラスヤト。親族ニ名八諾
セズシテ退出セリ。之ニ於テ俗吏等樸助等三
名ノ処分ヲ議シ、孰レモ屠（切）腹セシムベ
キノ説アリシニ、波田與一等樸助、範三ノ屠
腹八同意セリト雖モ、津田公輔ニ於テ八猶弱
齡十九才ナレバ、先輩樸助、範三等ヲ失ワバ

独立事ヲ成スノ勢力ハ恐ラク無カルベシ。之ヲ
殺サザルモ豈（どうして）後日ノ言アラシヤト
異議ヲ唱エシニ依リ、然ラバ樸助、範三ニ八屠腹
公輔八一旦入獄セシムベシトノ事ニ決セリ。

全晦日（みそか）早朝、樸助、範三、公輔等
ノ親族召喚アリテ各処罰ノ命アリ。

御沙汰書 大谷樸助

右御趣意筋ニ相背キ不一形罪科ニ付テハ、

大組中手廻ノ内四組中身柄願下ゲノ儀申出臣

下ノ情実無余儀筋ニ付被遂御免候得共 存分ノ

処置八難被仰付御詮議筋ヲ以テ割腰腹ノ上家名

没収被仰付候事

丑二月

河上治五作

右全姓範三 同文

割腹被仰付候事

丑二月

津田公輔

全文

入^{牢脱} 被仰付候事

丑二月

大谷樸助ハ割腹ノ御沙汰書ヲ一読シテ曰ク
嗚呼余ハ好賊ノ為ニ殺サルル力、否奸賊ニ殺
サルルニ非ズ、君命ヲ以テ先君ニ地下ニ殉ワ
シメタマウナリ。

古来本藩ノ獄ハ上獄下獄ノ別アリテ、士卒
ノ犯罪者ハ之ヲ上獄中ニ繋ギ、卒族ヲシテ監
守タラシメ、平民ノ犯罪者之ヲ下獄ニ繋ギ下
民ヲシテ監守セシムルノ制ナリ。然ルヲ益田
家ニ於テハ獄ニ士庶ノ別ナク下民監守ノ一獄
アルノミヲ以テ、一面其ノ獄ニ投ズルモノハ
仮令放免セラル、モ他人ハ之ト齒（同列にな
る）スルヲ恥ルノ風アリ。故ニ公輔ハ獄ニ繋
ガレテ生キンヨリハ屠腹シテ死スルニ如カズ
ト決心セリト雖モ、親族等ハ其ノ老母（大草氏
梅子）ノ公輔ガ自ラ屠腹ヲ請ウノ事ハ必ず之
ヲ容サブルヲ予想シ、躊躇時ヲ移セシガ、如
斯テ止ムベキニアラザレバ其ノ事情ヲ老母ニ

談ズ。老母涙ヲ揮ツテ曰ク、公輔幼ニシテ父ヲ
失イ、独リ母アルノミ、我レ男女ニ子アリ、女
子夭折（若死に）セリ、所謂親一人子一人ナリ
士ハ其ノ君ニ仕ウル義ハ重シ、命ハ輕シ、其ノ
入獄シテ下民ノ手ニ食センヨリハ決然屠腹ヲ謂
ワントスルニ至リテハ、父母祖先ヲ辱シメザル
者ト云ウベシ、諸子ヨク之レヲ計レト。親族其
ノ決心ヲ驚嘆シテ直チニ屠腹願書ヲ調工、松原
仁蔵外一名ノ連署ヲ以テ邑政堂ニ出セリ。大谷
樸助、公輔ガ屠腹ヲ請願セントスル由ヲ聞キ、
陰ニ宇野介助ヲ介シテ言ワシメテ曰ク、仮令入
獄ノ恥ヲ受クルモ生キテ吾等ノ宿志ヲ果シ、先
君ノ御遺念ヲ達スベシ、予等明日死ス、頼ムニ
アルアリ、然ルニ卿亦屠腹ヲ乞ウノ決心ナリト
必ず為ス勿レト之ヲ禁ムルニ懇切ナリ。

茲ニ邑政堂ハ公輔ノ屠腹願書ヲ受クルヤ、
尚
其ノ事情ヲ親族ニ尋問シテ評議ノ後、屠腹ノ請
願ハ御許容アルベカラズ、別ニ一獄ヲ新設シ、
卒族ヲ以テ看守ニ充ツベシト指令アリ。

御脱

正午喫飯終ルヤ大谷樸助、河上範三八各時刻ノ迫ルヲ以テ白衣ヲ着、白袴ヲ穿(着用)チ、樸助八京師潜伏中ノ詩一連ヲ書シ、詩稿一卷ヲ婦人大谷氏號ニ遺シテ兎午太郎成長ノ後之ヲ与エン事ヲ托シ、且ツ食禄已ニ没収セラレタレバ、今後ノ經濟法ヲ定メテ縷々親ニ依嘱シ、別ヲ告ゲテ上駕セシガ、途中簾ヲ卷キ微吟シテ浄蓮寺ニ至ル、範三八二親ニ先ンズルノ不孝ヲ謝シ弟妹ニ孝友ノ倫理ヲ遺訓シテ別ヲ告ゲ、徒歩法隆寺ニ至ル。

稿
虎子

浄蓮寺屠腹場
検使 金子新三
全 松原宗兵衛
陸目付 品川平助
打廻リ 瀬尻組弥助
介錯 大塚浪江
法隆寺屠腹場
検使 仁保嘉内
全 松原茂一郎

陸目付 石川与惣兵衛
打廻リ 須佐地組徳右衛門
介錯 柴田筆吉
育英館稽古人数(即チ北強団)八両寺へ參觀スベキノ内命アリ、北強団大半来場セリ。夕七ツ時(四時)執レモ従容トシテ屠腹死ニ就キタリ。大谷樸助八享年二十有八、河上範三八享年二十有五

辞世 大谷樸助

露の身を君にさゝぐるまごゝろは

後こそ人のおもひ知るらん

全 小国融藏翁ニ贈ル 河上範三

あやまちはひじりもありときくものを

数ならぬ身をゆるしたまはれ

又大谷樸助、津田公輔ニ贈ル

幾度か生れかはりてわが君の

みこゝろざしをともにつがばや

今やわかれの盃に臨みて

白き袴の粧をながめて

勇ましや生きて春ゆく死出の山

ともにたのしむ花のさかりを

河上範三俊慎の父治五作資俊八稚名ヲ白交

ト云イテ誹句ニ名アリ。

(以上 上巻) 以下次号

俳

天保一揆について

天保前後には風水早害が続き、それにともな
つて、飢饉、悪疫流行と諸民は塗炭の苦しみに
あえぐ年が続きました。天保二年(一八三一)
の記録によれば「両国(周防・長門)風水害田
畑流失一万三千余石」とあり、然し百姓は武士
達の所禄を捻出するために容赦なく年貢を取り
立てられます。遂に周防部の一角に起った百姓
一揆は、年来鬱積した百姓の不満に一気に火を
付ける端となり、一揆はあたかも燎原の火のご
とく防長全土に広がってゆきました。
益田領に於ては比較的その勢は激しくはなか
ったようですが、百姓の苦勞が軽かったわけ
はなく、他領の一揆に刺戟されて小規模ながら
一揆が散発したようです。
このたび、伊藤満行氏が古屏風の始末をしよ
うとされたところ、その下張りから一揆に関す
る記録が発見されたので、伊藤氏の了解を得て

⑨ 回天実記は回天軍の中心人物の一人で

未成年の為死一等を減じられた津田公輔翁が

後に当時の経緯を詳記されたものを松崎八幡

宮故松永胤寿宮司が写記され、それを伊藤与

吉翁が譲り受けられたものを借り受けました。

公輔翁は田坂象甫氏夫人の祖父にあたり(蔵

父は元町長津田五百名氏)昭和四年九月十一

日、破乱万丈の青年期、後年は村会議長、神

道権大教正など益世重厚な生涯を閉じられま

した。

紹介します。益田家では一揆に対して比較的寛大で、むしろ懐柔的な措置がとられたようですが、他領のような厳しい処断はなかったようです。

しかし、こうした非常事態に際しての処置手配の様子が刻明に記されており、貴重な資料が発見されたわけですが、まだまだ此のような資料が多く隠れているものと思われ、襖の張り替え、放置してあった古い文書などに御注意下さることを希望します。又、そのようなものがありましたら御提供ください。

天保二卯

百姓一揆覚書

八月

定則(不祥)

(伊藤満行氏所蔵古文書写)

一、一揆之内先手の者、弥富村三坂峠通迄追参り候段、相聞候二付、早速左之面々出

張之令沙汰候事

年行司役

宅野内左衛門

上下四人

御所務代加勢

有福三左衛門

途中直様上田万村へ御付中間三人

出張仕候段由越候

右之面々今夕方弥富村へ出張之令沙汰候、

尤彼村百姓菜、徒党不仕様相含候、尤内左

衛門儀は須佐地組頭役、尚当年行司役二候

へ共、差懸り儀故出張之令沙汰候

一、一揆之者迫々弥富村へ入込、人家及破却左

候而(そうしで)庄屋宅え立寄、食物相好候

(食い放だいに食べた)尚又、庄屋九郎三郎

を上小川村へ致道引(同道させ)其上弥富村

之百姓共とも不残致徒党七具様、無左時(そ

うでない時)は、庄屋を始、其外百姓軒及破

却候段多人數申事二付（庄屋をはじめ其の外の百姓の家を打ちこわすと多人數で申すことだから）無扨（しかたなく）九郎三郎儀上小川村へ手引、村内百姓共とも少々差出候段飛切の飛脚（大急ぎの飛脚）を以、追々御注進申出候二付、上小川村、両田万村え左の面々出張之令沙汰候事

付 御所務代仙道孫之丞弥富村え参り可
申処兎角之内彼の村えは一揆多人數入
込候趣に付直様上小川村へ滞り居候事

組頭 小原権六

上下七人

肝煎 有福九郎兵衛

御付組中間

吉人

右之面々今夕方上小川村へ出張之事

組頭加勢 石津直人

上下四人

右同 波田与八

上下四人

肝煎 中村新左衛門

御付組中間

吉人

右同 波田五平

御付興中間

吉人

右之面々両田万村え出張令沙汰候事

御目代 増野太郎兵衛

若党打廻兼役

御馬屋

奎之助

道具侍

与中間一人

草り取丁夫一人

右今暮時与奥村へ出張之令沙汰候尤様子次

第二而は海辺えも廻在相成候様相授差出候

事

一、市丸、宇谷両組士中間共、一揆御領分入候二

付聞懸ケ追々上小川村庄屋宅え出張仕候段両組

証人与御注進申出候

一、御領内奥村えは追々一揆入乱候二付此上

須佐市中えも入込候而は不相成儀二付、入

口々々左之面々出張之令沙汰候

組頭

松原勘左衛門

上下四人

肝煎

平川良右衛門

御付組中間

忝人

右今暮時分三原村え出張相成候事

組頭加勢

松原八郎右衛門

上下四人

肝煎

仁保長左衛門

御付与中間

忝人

右野頭村え出張相成候事

城一茂平

上下四人

右堀田口え出張相成候事

組頭

松本市兵衛

右水海え相成候事

上下四人

組頭加勢 栗山平助

上下四人

右横屋町え右同

組頭加勢 増野正蔵

上下四人

右松原金子埵入口え右同

市内火番 岩本甚内

弍手にて 中村四郎右衛門

鳶口持 組中間四人

市中増夜廻り

御馬屋綱助

〃 七左衛門

右今夜暮過 令出張候事

年行司暫役 増野作左衛門

右年行司宅野内左衛門弥富村へ出張二而及

欠如候二付暫役之令沙汰候事

有田伝平

右専判座御用繁二付出勤之令沙汰候事

一、御本門外え御紋之御提灯式張、御門内え

壹張灯シ尚御馬屋中間兩人宛差出シ立番申

付候

一、一揆之者御領内奥村え入込、下小川其外

海辺えも出込可申哉難計候段下小川村庄屋

古屋曾平次より裏判座迄今暮過以書中相知せ

候二付飛脚の者え御念入之段口達二而及返

答差返候

一、一揆之者弥富村より上小川え相移於同村人

家三軒及破却庄屋宅え立寄喰物相認夜二入

下小川村え向段追々御注進申出候事

八月四日

一、今曉凡八ツ時上田万村え入込、同所二而

庄屋宅え立寄食物相好食之上（食い放だ

いに食つた上）於同所人家式軒打破直様下田

万村え出込候段下田万村よ御注進申出候事

御判 益田八郎左衛門

上下五人

萩当役 仁保嘉内

上下四人

肝煎 松井茂三郎

御付與中間 壹人

右之人数今曉七ツ半時より出張相成候事

町夫式人

右当役之内出張二付御紋之御提灯式張高張

二而為持候事

年行司役 宅野内左衛門

上下四人

御目代 増野太兵衛

上下四人

肝煎 有福九郎兵衛

御付与中間 壹人

右兩人昨日弥富村え差出候所今朝罷帰候二

付直様江崎境え差出候事

組頭加勢 増野五郎兵衛

上下四人

萩野忠左衛門

右惣郷境え出張之令沙汰候事

上下四人

組顧加勢

粟山平肋

上下四人

松野坂衛

御付与中間

耆人

市山順八

御付与中間

耆人

打廻り役

御馬屋 七左衛門

同所ノ 総右衛門

一、今暮時西方より一揆五人入込候二付於惣郷

境出張之役人より相より候処江崎浦え張出候一

揆之飛脚二参り候由申事二付通シ候段出張

之役人より打廻り総右衛門を以申越二付尚又

詮議為締り柳々木惣門え左之面々え出張之

沙汰せしめ差出候事

富田藤兵衛

松野大左衛門

上下四人

上下四人

打廻り暫役

宅野与力右衛門

右之面々差出候て詮議候処強而格別之儀モ

無之弥張江崎え出候一揆え参り候由二付

打廻総右衛門を案内仕せ瓦谷迄差越シ候事

一、水海え一揆式三十人舟二而参候段相聞候二

付為詮議左之面々差出候事

城市茂平

上下四人

右出張相成候処一向左様之者は揚陸不仕候

段申出候事

一、江崎浦迄張出候一揆之者弥鈴野川口え引取

候模様相聞候二付又々左之人数今夕方差出候

事

伊賀又十郎

上下四人

城市良助

御付与中間

老人

渡辺永左衛門

御付与中間

老人

一、徒党之者今暮過迄二不残奥村引取二付両

田万、三原、野頭、江崎之百姓人数二相成

其ノ庄屋引連奥村連歸候所、三明之公儀より

役人衆出張二而此度之大変殿様二も至而御

氣遣二被思召且多人数及騒動候而は他所より

悪者共入込、百姓不為二モ相成候はば、早

速引取、願筋有之候ハ、追面如何様共可被

遂御詮議之条片時も早く引取候様被申聞候

故両田万、三原、野頭、江崎之百姓共二夜

入夫々宿元引取候様両田万庄屋より御所務代

加勢有福三左衛門迄届出候由二而三左衛門

より御注進申出候事

一、於御領分及破却候人家、追々庄屋々々

届出候軒数左之通

弥富村峠ノ

上小川村

長見甚五郎

三原屋 治郎右衛門

梅ノ木 伊三郎

米屋 市右衛門

上田万村

中屋 善五郎

大谷綱右衛門

小槌屋 源助

一、此度之百姓一揆於江崎境一丸納相成、直様

奥村引取候段委曲三浦利兵衛へ申含萩え御注

進申出候事

八月廿五日（天保二年）

郡中御制法について

郡中御制法は長州藩の地方支配に関する基本法で、万治三年（一六六〇）九月十四日頒布された万治制法の一つである。内容の主なものをあげると

- 一、郡奉行並びに代官の農民仕置きに関する基本的方針を定め、領民とその嚴重な監察を職務の第一とし、廉直を旨とし、私利私欲を堅く戒め、職務の忠実な遂行を命じている。
- 二、農民の身分及び日常生活万般を規制し具体的な細則を示している。
- 三、寛永二年（一六二五）検地帳登録の農民を基準とし年貢、物納、耕作、人沙汰等嚴重な法的規制を加え、相互扶助、檢察の義務、徒党の禁、上位者への態度等を定めている。

「人沙汰の次第」「作付の次第」一慶

長十九年（一六一四）、「御箇条」「寛

永二十年（一六四三）、「郡中御箇条」一慶安五年（一六五二）等が主な母胎となり、毛利綱広時代（万治、寛文）にわたり集大成された。

毎年正月十一日、各宰判の代官が庄屋や畔頭等出立った者を集め、条文を朗読し趣旨の徹底を図った。

万治制法には他に三十三ヶ条あり、その内の一つ「御当家御式目」は主として士分諸士に対するもので、益田家側役として御筆役、勘定方御納戸役、御道具方等を勤めた有田伝兵衛の書き写したものが、その子孫有田昌和氏（須佐町松原）に保存されている。

「郡中御制法」は主として百姓庶民に対する仕法であるから読方、書方の手本として書かれたものが各地に残っている。制法の徹底との両面を図ったものであろうか。

郡中御制法条々

通 読

一、從天下被仰出御制法諸事宜相守事

一、切支丹宗門御穿鑿天下嚴重之御制法也、

然上は五人組無緩致詮議不審成者於有之者急度可申出兼而定置所之褒美早速可遣之、若從脇於洩聞は五人組之者可為越度、糺其輕重任天下之法、可有其沙汰事

一、安芸石見より西国往還海陸道筋人馬船渡等に至迄、上使飛脚荷物之運送不限昼夜少し茂無滯可有馳走其仕組常々緩有間敷事付、自他国之もの共に往来無其煩様に手堅可申付事

一、郡奉行 代官共宜相守事

右諸郡数人之代官差置、一には国民為撫育、二には田畠不怠修補其所不荒様に仕

一、天下従り仰せ出ださる御制法諸事宜く相守るべき事

一、切支丹宗門御穿鑿天下嚴重之御制法也

然る上は緩み無く詮議致し不審なる者之れ有るに於ては急度申し出ず可し、かねて定め置く所の褒美、早速之れを遣す可し、若し脇よりもれ聞くに於ては五人組の者越(落)度たるべし、其の輕重を訊し天下の法に任せ其の沙汰有る可き事

一、安芸石見より西国往還海陸道筋人馬船渡し等に至る迄上使、飛脚、荷物之運送昼夜に限らず少しも滞り無く馳走有る可し、其の仕組常々緩み有るまじき事付、他国よりのもの共に往来其の煩無き様に手堅く申付く可き事

一、郡奉行ならびに代官共宜しく相守るべき事
右諸郡に数人の代官差置く事、一には国民撫育(いつくしみ育てる)を為し、二には田

官へ、是國務基たり專可相慎事、三には百姓
農業を不勤徒に有之者には其所作を教、其
道を辯知様可才覚、四には百姓之奢りを押
不入費をせざる様可申付、五には諸法度堅
固相守、其業を能勤、親に孝行を專として
諸代官地頭之下知を敬ひ、物毎正直に仕者
於有之は、郡奉行所代官見届次第**逐**一に奉
行所え可訴出、速に褒美可遣、若又徒を事
として農業を不勤、親に不孝をなし、不恐
諸法度、代官地頭之背下知に、物毎（事）
不正直にして萬我俛なるもの於有之は科之
依輕重、其品々可行法度に、六には給領宛
行領地地頭之所務を辛し、百姓を痛め所を
荒し、地下之人民迷惑諸事私を構、無理を
仕懸るもの於有之は、慥に見聞之上縦親類
奉公人之為領地共、有之俛速に言上、若此
儀有私は、郡奉行者代官一廉可為越度、又
宛行領地不怠修補、廉直を專として知行能
持來於有之は是又可言上、七には自分裁判

畠の修補怠らず、其の所を荒さざる様に仕る
事是れ國務の基たり、専ら相慎む可き事、三
には百姓農業を勤めず徒（何もせずぶらぶら
）に之れ有る者には其所作を教え其の道を
辨え知る様才覚す可し、四には百姓の奢（ぜ
いたく）りを押え不入費（無用の支出）をせ
ざる様申し付く可し、五には諸法度堅固に相
守り其の業を能く勤め親に孝行を專として
諸代官地頭の下知を敬い、物事正直に仕る者
之れ有るに於ては郡奉行所代官見届け次第**逐**
一に奉行所へ訴え出ずべし、速かに褒美遣す
可し、若し又徒を事として農業を勤めず、親
に不孝をなし、諸法度を恐れず、代官地頭の
下知に背き、物事不正直にして万（すべて）
我俛なるもの之れ有るに於ては科（罪）の輕
重に依り、其の品々法度に行う可し、六には
給領宛行領地、地頭之所務を辛（きびしく）
くし百姓を痛め所を荒し、地下の人民迷惑し
諸事私を構え無理を仕かけるもの之れ有るに

逐

所に有之而恣に地下之者を貧、構私欲、致依怙鬻賈を、百姓を使不所獵漁し、極道色に耽り、撻而猥之作法於有之は、地下之者秘密可訴、糺其實否、無作法於無紛は一廉可處嚴科に、八には其身徒に不居裁判所に方々徘徊し、諸々端々迄能知諸事、無緩堅固に可有沙汰、九には廉直無欲を肝要として売買利潤之沙汰一切之所相禁也、而茂富貴を不諛、貧窮孤独之者を哀、慈悲之恵を專として、又加憐愍を、所を不荒、百姓を不散散様に萬無懈怠可相務、此一ヶ条は郡奉行代官え誠之上於相背は家人召放、或は切腹科其可依輕重事

於ては、慥に見聞の上、たとい親類奉公人の領地たりとも之れある俛速かに言上す可し、若し此の儀私有らば郡奉行代官一廉（その事から）落度と為す可く、又宛行領地修補を怠らず廉直（潔白で正しい）を専らとして知行よく持ち来る者之れ有るに於ては是れ又言上す可し、七には自分裁判所に之れ有りて恣に地下之者を貧り私欲を構え依怙鬻賈を致し百姓を使い所ならず獵漁し、極道色に耽り総じて猥の作法之れ有るに於ては、地下の者秘密に訴う可し、其の実否を糺し無作法紛無きに於ては、一廉嚴科に処す可し、八には其身徒に裁判所に居らず方々徘徊（歩きまわり）し諸々端々迄能く諸事を知り、緩み無く堅固に沙汰有る可し、九には廉直無欲を肝要として売買利潤之沙汰一切相禁ずる所なり、而も富貴を諛らず貧窮孤独の者を哀み慈悲の恵みを專として、又憐愍を加え所を荒さず百姓を分散せざる様に萬無懈怠（なまけおこたる）無く

一、諸所境目の儀内々見及置、自然出入有之時は諸吏（事）如先規之可令沙汰事

付、役代之節右之次第**逐一**に後役之者え申

聞可置事

一、山川之儀不依大小身一郷一村配遣所之儀は給主可為裁許、雖然用木之儀地下を於成には奉行所え相理之上可許之、猥に自分採用停止之事

付、給領入組之所たりとも古來よりの立山

添山共可為公領、雖然と新屋敷居籠并火事等に逢、家悉令焼失、新規之作事等於仕は、郡奉行承届、詮議之上奉行所え可訴出其上にて採用可差免事

付、立山之外牛馬放飼下木取山之儀は可為

重宝所、兼而見計ひ新規之竹代可申付事

逐

相務む可し、此の一ヶ条は郡奉行代官え誠いましめの上、相背くに於ては家人召し放ち、或は切腹科其の輕重に依る可き事

一、諸所境目の儀内々見及び置き自然出入之れ有る時は諸事先規の如く沙汰せしむ可き事

付、役代（役がかわる）の節、右の次第**逐一**に後役の者へ申し聞かせ置く可き事

一、山川の儀大小身に依らず、一郷一村配り遣す所の儀は、給主の裁許たる可し、然りと雖も用木の儀地下を成すに於ては奉行所へ相理りの上之れを許す可し、猥りに自分採用停止の事

付、給領、入組の所たりとも古來よりの立山

添山とも公領為る可く、然りと雖も新屋敷居籠り並に火事等に逢い家悉く焼失せしめ
新規之作事等仕るに於ては、郡奉行承届け詮議の上奉行所へ訴え出ず可し、其の上にて採用差し免す可き事

付、立山の外牛馬放飼、下木取り山の儀は重

一、於公領地下人作事仕時は郡奉行え訴、免許之上可為採用事

付、於給人は領主聞届之上採用可申付事

付、給領入組之所たりとも給領代官聞届、

郡奉行え相達し其上にて百姓抱之山において採用可差免事、

一、公領之山用木有之所山廻り手堅可申付、

右山廻り之者緩亦是私を構、用木伐採候はば可令誅伐事

付、国中之材木炭薪等他国え出儀自今以後

一切停止之事、無是非子細に付赦免之上は格別の事

一、国中之道橋往還無煩様民家耕作之暇日を以可致修補事

付、修補之配分可随先規、若先例不応其所

法たる可き所、かねて見計い親規の竹代申し付く可き事

一、公領に於て地下人作事仕る時は郡奉行へ訴え、免許の上採用為す可き事

付、給人に於ては領主聞届の上採用申し付

く可き事

付、給領、入組の所たりとも給領代官聞き届け郡奉行へ相達し、其の上にて百姓抱えの山において採用差し免す可き事

一、公領の山用木之れ有る所は、山廻り手堅く申し付く可し、右山廻りの者緩み亦是私を構え、用木伐採候はば誅伐せしむ可き事

付、国中の材木炭薪等他国へ出だす儀、自今

以後一切停止之事、是非無き（やむをえぬ）子細（理由）に付き赦免（許す）の上は格別の事

一、国中の道橋往還煩い無き様、民家耕作の暇日を以て修補致す可し

付、修補の配分先規に随う可し、若し先例に

は郡奉行代官見計之百姓、不痛様宜致新

規之可致 沙汰事

付、 総而其地下之役儀不構之給主於有之は

郡奉行所より直に可申付、若其下知於相

背は可訴奉行所え依品過料速に可申付

付、 国中之道筋見合松を植させ可置事

付、 裁松枯朽候時は年々無怠植繼、自然徒

者有之、或は截折或は採用仕段於見届は

可訴奉行、褒美可遣、尤其科人之儀は成

過料、依品死刑不許事

一、 川除井手堤溝之儀、農人之暇日随先規可

致修補、若及大破は一裁判所切に随分可相

調、其上にて於不足は郡奉行代官より老共

え相達、他村之可請助勢事

付、 毎年早損所は新規之井手堤溝を可申付

応ぜざる其の所は郡奉行代官見計いの百姓

痛まざる様宜しく新規の沙汰致すべき事

付、 総じて其の地下の役儀構わざるの給主之

れ有るに於ては郡奉行所より直ちに申し付

く可し、若し其の下知相背くに於ては、奉

行所へ訴う可し、品に依り過料速かに申し

付く可き事

付、 国中之道筋見合い松を植えさせ置く可き

事

付、 裁松枯朽候時は年々怠らず植え継ぎ、自

然徒なるもの之れ有り、或は截折或は採用

仕る段見届るに於ては奉行所へ訴う可く、

褒美遣す可し、尤も其の科人之儀は過料と

成し品に依り死刑許さざる事

一、 川除、井手、堤、溝の儀、農人の暇日先規

に随い修補致す可し、若し大破に及べば一裁

判所切りに随分相調う可し、其の上にて不足

に於ては、郡奉行代官より老(年寄)共へ相

達し、他村の助勢を請く可き事

事

付、井手川除為修補、近方立山於有之は見

斗新規之立山可申付事

一、從往古山野干瀉之地奉公人として新規之

開作届もの有之候はゞ於奉行所詮議之上可
相窺志有之者には可許遣事

付、百姓として本名田耕作不相支、理り無

紛は親規之開作不責事

付、配之地帳面之内近年依水損等地損於有

之者、其給地之内新規に可相成所を見立
右辻程令開作、帳面無不足様に可斗之、
於然は代官郡奉行より訴奉行所え、右之
品々相窺、無紛可沙汰事

一、市町一流百姓細工自往古仕来分は不及沙

汰候事

新

付、毎年旱損の所は新規の井手、堤、溝を申

し付く可き事

付、井手、川除修補を為し、近方立山之れ有

るに於ては、見斗い新規之立山申し付く可
き事

一、往古より山野干瀉之地奉公人として新規の

開作届くるもの之れ有り候はゞ、奉行所に於
て詮議の上相窺う可し、志之れ有る者には許
し遣す可き事

付、百姓として本名田耕作相支ならず、理り

紛れ無くば新規の開作責めざる事

付、配之地帳面の内、近年水損等に依り地損

之れ有るに於ては、其の給地の内新開に相
成る可き所を見立て、右辻程開作せしめ、
帳面不足無き様に之を斗る可し、然るに於
ては代官郡奉行より奉行所へ訴え右の品々
相窺い、紛れ無く沙汰す可き事

一、市町一流百姓細工往古自り仕来る分は沙汰
に及ばず候事

付、百姓農業を事とせず地下の重宝にも不

相成、新儀之細工可停止事

付、従古来仕来細工と言共、依其品可停止

尤理至極之ものは可差免事

付、百姓耕作を閣、新儀之商買仕儀、又奉

公に出儀停止事、雖然郡奉行代官聞届、
依品可赦免事

一、津々浦々有来り廻船之數、石積り并船主之家名等迄可記置事

付、津々浦々において他国船風破之時、及

難儀は其浦より助船を以随分情を入、可
助之、若於破損は破船尤荷物等助船を以
據上、舟子を助、銘々其名を書付け、判
形をさせ、訴奉行所可沙汰事

付、国中之廻船并奉公人之荷物は不及沙汰

下々又は商人之荷物等至迄、先々之慥に
相届、前後首尾有相違間敷事、若相背者
於有之は糺明之上可令誅伐事

付、百姓農業を事とせず、地下の重宝にも相

成らざる新儀の細工停止たる可き事

付、古来より仕来る細工と言つとも、其の品

に依り停止（**すべき事**）、尤も理り至極のものは
差し許すべき事

付、百姓耕作を閣き新儀之商売仕る儀、又奉

公に出ずる儀停止の事、然りと雖も郡奉行
代官聞き届け、品に依り赦免致す可き事

一、津々浦々有来り来り廻船の數、石積り並に船主の家名等記し置く可き事

付、津々浦々において他国船風破の時、難儀

に及べば、其の浦より助船を以て随分情を
入れ、之れを助く可し、若し破損に於ては
破船は尤より荷物等助船を以て**據**い上げ、
舟子を助け、銘々其名を書き付け、判形
おさせ、奉行所へ訴え沙汰す可き事

付、国中の廻船並びに奉公人の荷物は沙汰に

及ばず、下々又は商人の荷物等に至る迄、
先々之慥に相届け、前後首尾相違有るまじき

付、津々浦々新規之船持之儀は、諸事運送

たり共可宜間、郡奉行代官才覚を以船持
様に可申付事

付、津々浦々より無免は男女共に其津其浦え
出儀停止事

付、郡中居住之商人細工人船乗之類、就用

所他国往来之時分可有之、捻而此類之者
共、常々拾人組を定置、其都合、其所之
庄屋畔頭目代可存之、若依私用出候は、
其者より残ものに令告知、庄屋目代とし
て代官え申達、出切手を取罷出、自然出
候て於他国滞留之時は残者として可致沙
汰、若違犯之者於有之は本人は不及沙汰
残者共可処厳法、委細年寄とをも以別紙
可申渡事

事、若し相背く者之れ有るに於ては、糺明
之上誅伐せしむ可き事

付、津々浦々新規の船持ちの儀は、諸事運送
たりとも宜しかる可き間、郡奉行代官才覚
を以て船持つ様に申し付く可き事

付、津々浦々より免し無くば男女共に其の津其
の浦え出する儀停止の事

付、郡中居住の商人、細工人、船乗の類、用

所に就き他国往来之時分之れ有る可く、捻
じて此の類の者共常々拾人組を定め置き、
其の都合、其所の庄屋、畔頭、目代之れ
を存ず可し、若し私用に依り出で候は、其
の者より残りのものに告知せしめ、庄屋目
代として代官へ申し達し、出切手を取り罷
り出ず可し、自然出で候て、他国に於て滞
留の時は残る者にて沙汰致す可し、若し違
犯の者之れ有るに於ては、本人は沙汰に及
ばず、残る者共も厳法に処す可し、委細年
寄どもを以て別紙に申し渡す可き事

一、人沙汰之儀別紙出之堅固に可令沙汰事

一、請勸進停止事

付、逼迫之百姓土民集之助情は格別之事

一、百姓屋作縦雖有徳之ものと、百姓尽美麗造作人之段一切停止事

一、於郡中旅人一宿之儀は可許容、若二宿を

借る時は庄屋畔頭へ届、從庄屋代官え可相達、若代官其所不居合時は手子之者え可相届、其上に而手子庄屋畔頭等馳集、旅人え相對し子細を尋窺、往還往来通書等有之候はゞ、慥見届於無紛は可許容、向後右之趣書記し、郡奉行代官え可令訴知事

付、説經之者、似山伏売子陰陽師之類郡中

一切不可許容事

付、他国之僧於郡中説法一切停止之事、雖

然と老共聞届赦免之上は可為格別事

付、一向宗門（室町時代末農村の真宗門徒

一、人沙汰の儀、別紙に之を出だし堅固に沙汰

せしむ可き事

一、請勸進（寄付をつのる）停止の事

付、逼迫の百姓土民集めの助情は格別の事

一、百姓屋作りたとい有徳（金持ち）のものと雖も百姓美麗を尽し造作入りの段一切停止の事

一、郡中に於て旅人一宿の儀は許容す可し、若

し二宿を借る時は庄屋畔頭へ届け、庄屋より代官へ相達す可し、若し代官其所へ居合わさざる時は手子の者へ申し届く可し、其の上にて手子、庄屋畔頭等馳せ集り旅人へ相對し子細を尋ね窺い往還往来通書等之れ有り候はば、慥に見届け紛れ無きに於ては許容す可し向後右の趣書記し、郡奉行代官へ訴え知らしむ可き事

付、説經（教）の者、似（にせの）山伏、売

子（僧）、陰揚師の類、郡中一切許容す可

かじぬる事

陰陽

が中心となり一揆を起こした）に辻門徒と

号し、俗躰之者死人を弔諸人を勸事大以

狼籍之至也、急度可禁事

付、従古来有来之寺之外新儀之建立可為停

止事、雖然と至極之道理有之、新儀之建

立於仕は訴奉行所え其上にて可許容、但

古より之寺僧於構隠居は其僧可為一代事

付、他国の僧郡中に於て説法一切停止の事、

然りと雖も老（年寄）共聞き届け、赦免の

上は格別たる可き事

付、一向宗門に辻門徒と号し、俗躰の者死人

を弔い諸人を勸むる事大いに以て狼籍（乱

暴でけしからぬ）之至り也、急度禁すべき

事

付、古来より有り来りの寺の外、新儀の建立

停止す可き事、然りと雖も至極の道理之れ

有り、新儀の建立仕るに於ては奉行所へ訴

え、其の上にて許容す可し、但し古よりの

寺僧隠居を構えるに於ては、其の僧一代た

る可き事

一、百姓老若共に猥に出家に成す事堅く相禁ず

る所也、自然理（道理）至極之儀之れ有るに

於ては、庄屋畔頭へ届け、其の上郡奉行所代

官詮議の上差し免す可き事

一、百姓として直参（主君に直接仕える者）之

諸士に慮外（無礼・乱暴）を成さず、少々杖

一、百姓老若共に猥に出家に成事堅所相禁也

自然理至極之儀於有之は庄屋畔頭え届、其

上郡奉行代官詮議之上可差免事

一、百姓として直参之諸士に不成慮外を、少

少杖を負とも堪忍仕様子於有之は追々郡奉

行代官え可届、於相對には百姓可為曲事

付、右之首尾相糺上諸士に無理非分於有之

は仍品可行嚴法、於百姓於越度は是又可

処重罪事

付、百姓之喧嘩は諸士には不可順、一方雖

蒙疵於地下可相濟、一方於相果は同当(

等)に可申付、役職之儀は可有沙汰、又

諸士には不可順事

付、他国之者と云共馬乘之侍其外侍と見請

候はゞ必可下馬事

一、郡中市町在郷諸民之内、有徳之者米銀貸

と言共利足可尋常、貪高利事太以停止之事

付、百姓借物之儀代官内證を以口入一切可

為停止之事、借用候而不相叶子細有之ば

(痛められても)を負うとも堪忍仕る様子之

れ有るに於ては、追々郡奉行代官へ届け出、

相對(五分五分)に於ては百姓曲事たる可き

事

付、右之首尾(始終)相糺しの上、諸士に無

理非分之れ有るに於ては品により嚴法に行

うべし、百姓に於ける落度に於ては是れ又

重罪に処す可き事

付、百姓の喧嘩は諸士には順うべからず、一

方疵を蒙ると雖も地下に於て相濟ます可し

一方相果つる(死ぬ)に於ては同等に申付

く可し、役職の儀は沙汰有る可し、又諸士

には順ずべからざる事

付、他国之者と云うとも馬上の侍其の外侍と

見請け候はゞ必ず下馬す可き事

一、郡中市町在郷諸民の内、有徳之者米銀貸し

と云うとも利足尋常たるべし、高利を貪る事

大いに以て停止の事

付、百姓借物の儀、代官内證を以て口入れ一

郡奉行聞届詮議之上奉行所え達し、免許
之上にて借状奥書等調可遣事

付、土民の売物或は質物、衣類、脇差其外

器物等に至るまでの双方可相談旨可申渡
事、不応其身に物を買請質に取は早速庄
屋へ可訴、然上は急度可穿鑿事

付、借付之時不相窺~~々~~借物不調時、相断之

儀従公儀不可及催促、雖然書物之辻双方
可相~~暖~~旨可申渡事

付、盗物買受質に取もの郡奉行所代官相糺

之上早速可差出、従本主請返候時は元物
を以可差返事

緩

切停止たる可き事、借用候ては相叶わざる
子細之れ有らば郡奉行聞き届け、詮議の上
奉行所へ達し、免許の上にて借り状奥書き
等調え遣す可き事

付、土民の売物或は質物、衣類、脇差其の外

の器物等に至るまで、双方相談す可き旨申
し渡す可き事、応ぜず其の身に物を買い請
け、質に取らば早速庄屋へ訴う可し、然る
上は急度穿鑿す可き事

付、借付の時相窺わずして借物調わざる時、

相断りの儀公儀より催促に及ぶ可からず、
然りと雖も書き物之辻双方相談す可き旨申
し渡す可き事

付、盗物買受け質に取るもの郡奉行所代官相

糺の上早速差し出す可し、本主より請け
返し候時は元物を以て差し返す可き事

一、悪銀悪銭を以掠諸人於有之は速に可訴出

縦雖為同類其科を免し、一廉褒美可遣於本
人は忽可誅罪事

一、悪銀悪銭を以て諸人を掠める之れ有るに於

ては速かに訴え出す可し、たとい同類たりと
雖も其の科を免し一廉褒美遣す可し、本人に

一、耕作之事万民之身命を養者は農人有精力

に農人精を出事郡司之教にあり、然時は四季相応之節を考而不先其節、不後其季、春は耕尺地、不残切営植へし、秋に至り毛上見之時は可致廉直之沙汰事

付、不順郡奉行代官之教為無精、耕作緩せ

之百姓於有之は、依品誅伐籠舎可為過料

事

付、郡司并に手子之教に不背、耕作を肝要

に営百姓数人に為越者有之は別而可褒美

遣事

一、収納之事、春免秋免等随奉行之下知、可

有躰之沙汰事

付、諸事諸務濃々之儀は奉行之者え可申渡

事

付、年貢在躰之上百姓致無沙汰、未進於有

之は其百姓蔽法可申付事

於ては忽ち誅罪す可き事

一、耕作の事、万民の身命を養う者は農人の精

力に有り、農人精を出す事郡司の教えにあり然る時は四季相応するの節を考えて其の節に先んぜず其の季に後れず、春は尺地（わずかの土地）を耕やし、残らず切営植う可し、秋に至り毛上見の時は廉直の沙汰致す可き事

付、郡奉行代官の教えに順わず、無精を為し

耕作緩せの百姓之れ有るに於ては品に依り

誅伐籠舎（牢に入れる）過料と為す可き事

付、郡司並びに手子の教えに背かず、耕作を

肝要に営む百姓数人に越えたる者之れ有ら

ば、別して褒美遣わす可き事

一、収納の事、春免秋免等奉行所の下知に随い

有躰（あるがまま）の沙汰す可き事

付、諸事諸務濃々の儀は奉行の者へ申し渡す

可き事

付、年貢在躰の上百姓無沙汰を致し未進之れ

有るに於ては其の百姓敵法申し付く可き事

付、代官手子并庄屋畔頭私を構、非分於仕

は堅固に相糺可達奉行所、咎之依輕重其

品々之法度可申付事

付、一村一在所之百姓結徒党、一列之愁訴

可為停止

付、散田之百姓有躰之処相定年貢其百姓未

進於仕は、公領給地共蔵米を以可相調事

付、口米延米公領給地一統可申付事

付、年貢運送之儀は公領給地共常に如定置

六里送、尤湊近所は不及送之沙汰、但六

里之外たりと言共、前々より送り付来所

之儀は格別之事

付、畠方諸浮役収納之法、如先規可沙汰事

付、代官手子並びに庄屋畔頭私を構え非分仕

るに於ては堅固相糺し、奉行所に達す可し

咎の輕重に依り其の品々の法度申し付く可

き事

付、一村一在所の百姓徒党を結び、一列の愁

訴停止たるべき事

付、散田の百姓有躰の処相定め、年貢其の

百姓未進仕るに於ては、公領給地とも蔵米

を以て相調う可き事

付、口米延米公領給地一統申し付く可き事

付、年貢運送の儀は公領給地共常に定め置く

如く六里先、尤も湊近所は送りの沙汰に及

ばず、但し六里の外たりと言うとも前々よ

り送り付け来る所の儀は格別之事

付、畠方諸浮役収納の法、先規の如く沙汰す

可き事

一、作法之事、百姓之名田寛永弐年之帳面不

可有相違事

付、為絶果百姓之名田は後之作人可為名田

一、作法の事、百姓の名田寛永弐年の帳面相違

有る可からざる事

付、絶え果てたる百姓の名田は後の作人名田

事

付、有由緒寛永弐年已来人付与之名田之儀

は後之作人可為名田事

付、為親惣領二三男付与之分は其親之可任

存分事

一、帳面之樹木連々枯失候分は相窺其百姓其

筋之木急度可植之、来年より三ヶ年之間可相

務事

付、田畑之障に不相成所は桑を植させ可置

年貢之沙汰有間敷事

付、楮漆可植置事

一、百姓有限依罪科於加誅伐は、其趣意具に

奉行之者え訴、順下知可致其沙汰、給地之

儀は給人より科之趣郡奉行所え訴、為郡奉

行致糺明越度於無紛は其筋詳に年寄共え相

達、其上給主之可任存分、此上にも不許私

に百姓を致誅伐事所相誠也、此旨宜令触知

事

たる可き事

付、由緒有る寛永弐年已来人に付与の名田之

儀は後の作人名田たる可き事

付、親として惣領二三男付与の分は其の存分

に任す可き事

一、帳面の樹木連々枯失候分は、相窺い其の百

姓其の筋の木急度之れを植う可し、来年より

三ヶ年の間相務む可き事

付、田畑の障りに相成らざる所は桑を植えさ

せ置く可し、年貢の沙汰有るまじき事

付、楮、漆植え置く可き事

一、百姓に限り有る罪科に依り誅伐を加うるに

於ては、其の趣意具（くわしく）に奉行所へ

訴え、下知に順い其の沙汰致す可し、給地の

儀は給人より科の趣郡奉行所へ訴え、郡奉行

所として糺明致し、越（落）度紛れ無きに於

ては其の筋詳か（くわしく）に年寄どもへ相

達し其の上給主の存分に任す可し、此の上

に百姓を誅伐致す事を許さず、相誠むる

一、不依何事於後年國家之重宝と可相成事郡

奉行代官として心を尽し、相考見立之儀於有之は奉行之者え相達、請下知を、可相調之、若其事半途之中其役所於相易は、後役之人え克可申渡、於然は後之役人次に必可令成就者也、其事於不善は速に奉行之者え達可改之、惣而人之為勤事を猜訕恣に我功を立んとする事為忘公儀小人たり、向後此行跡郡奉行代官於有之は可処嚴法、兼而相勉たる役儀之次第年々留書ともに毛頭不隠替之者え宜令告知事

右之条々宜相護之、然上は此法常々郡奉行諸代官能々相心得、庄屋其外小百姓に至迄年々不怠可令読知、若此旨於相背可処嚴科法、此段郡奉行代官可申聞者也

万治三子

九月十四日

御墨印

榎本遠江とのへ

所也、此の旨宜しく触れ知ら令む可き事

一、何事に依らず後年に於て國家の重宝に相成る可き事、郡奉行代官として心を尽し、相考え見立ての儀之れ有るに於ては奉行所の者へ相達し、下知を請け、之を相調う可し、若し其の事半途の中其の役所相易るに於ては、後役の人へ克く申し渡す可し、然るに於ては後の役人次に必ず成就せ令む可き者也、其の事善からざるに於ては速かに奉行所へ達し之を改む可し、惣じて人の勤むる事を猜み訕^{そし}り恣に我が功を立てんとする事公儀を忘れたる小人たり、向後此の行跡郡奉行代官之れ有るに於ては、嚴法に処す可く、かねて相勉めたる役儀の次第年々留め書ともに毛頭隠さず替の者へ宜しく告知せしむべき事

右の条宜しく之れを相護る可く、然る上は此の法常々郡奉行諸代官能く能く相心得、庄屋其の外小百姓に至る迄年々怠らず読知せしむ可し、若し此の旨相背くに於ては嚴科法に

右如斯被仰出上者謹而被為存、此旨面々
裁判所無懈怠被相勤、年々無油断下々え令
読知手堅可被申付、若此法於被相背は、御
目付衆被仰付上は見聞次第各一廉可為越度
候条、常々被得其意万事無依怙負、私曲
可被相嗜、斯上各於緩怠者、糺其輕重、受
御意可被処大法者也

九月廿六日

榎本遠江（書判）

児玉伝右衛門殿

篠川六兵衛 殿

処す可く、此の段郡奉行代官申し聞く可き者
なり

万治三子（一六五〇）

九月十四日

御墨印

榎本遠江どのへ（当職役）

右斯くの如く仰せ出ださる上は謹んで存じ
為され、此の旨面々裁判所懈怠（なまけおこ
たる）無く相勤められ年々油断無く下々へ読
知せしめ、手堅く申し付けらる可し、若し此
の法相背かるに於ては、御目付衆仰せ付けら
る上は、見分次第各一廉越（落）度たる可く
候条、常々其の意を得られ、万事依怙負無
く私曲相嗜たしなまる可し、斯の上各緩怠に於ては
其の輕重を糺し御意を受け大法に処せらる可
きもの也

九月廿六日

榎本遠江

児玉伝右衛門殿（郡奉行役）

篠川六兵衛 殿（同）

次号に続く